

名古屋北 法人会刊

No.

125

2013年 1月

[題字] 名古屋北税務署長 木下博資

平成25年度

税制改正要望全国大会

納税表彰受彰者

市内9法人会合同講演会

ジャーナリスト・元讀賣新聞社記者 大谷昭宏 氏



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.125

年頭のごあいさつ	
(社)名古屋北法人会 会長 野田純一	1
名古屋北税務署長 木下博資	2
謹賀新年	3
納税表彰受彰者	4
税制改正要望全国大会	5
税務相談窓口	8
愛知県広報	12
名古屋市広報	15
税理士会	17
支部報告	20
会員ページ	22
新会員紹介	23
青年部会	24
女性部会	26
市内9法人会合同講演会 「みんなの命輝くために」	28
ジャーナリスト・元読賣新聞社記者 大谷昭宏 氏	
法人会事業	32

今回の表紙



山田天満宮・金神社

由緒は徳川4代将軍・家綱が、1672年（寛文12年）教育・学問を世に広めるために文教政治を奨励したのを受け、文教政治を重視した当時の徳川家二代目藩主・徳川光友公が、大宰府天満宮よりこの地（春日井郡山田の郷）に菅原道真公の神霊を奉祀しました。更に光友公は当宮、尾張藩（名古屋城）の鬼門に傾向するため、領民の「地相・家相・方位・日柄・厄除け」等に由来する一切の災禍を除く八方守護神として祈願されました。そして同じ境内にある金神社は、1746年（延享3年）に庶民の「福德円満、商売繁盛、金運招福、街道往来（現在の国道19号線）の御神徳と御加護を願って御鎮座されました。

「山田天満宮・金神社」由緒書より抜粋

年頭のごあいさつ

(社)名古屋北法人会 会長 野田純一



新年明けましておめでとうございます。

平成25年の年頭にあたりまして、会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から法人会活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は「よき経営者を目指すものの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し、正しい税知識の普及・納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献するという大きな役割を担っております。しかしながら、法人会を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、全国的に退会者が増加し、会員加入率の低下が著しく、組織の維持に危機感を抱かざるを得ない状況にあります。

そこで当法人会といたしましては、平成20年12月1日に施行されました新公益法人制度改革を踏まえ、事業活動を進める中での社会貢献を重視した事業活動に、より一層取り組んでいるところであります。社会貢献活動の一環として、未来を担う子ども達や親御さんに税の役割や使い道を学んでもらい、税に関心を持って貰おうと「区民まつり」に協賛し、会場で「租税教室」、「税金クイズ」等を行い、多数の子ども達の参加を得ることができました。又、小学生を対象として税に関する「絵はがきコンクール」を実施し、税に対する関心を深めていただくよう取り組んでまいりました。

更には、会員の皆様方のニーズに応えるべく、税務教室、経営教室、並びに各支部、部会において税制改正を中心に税務研修にも取り組んでまいりました。

又、一般市民の方々にも各種の講演会、研修会等への参加をホームページを中心に広報にも力を入れているところであります。

ところで、かねてより当法人会も公益法人を目指して準備をしておりましたが、さる11月8日公益認定等審議会にて審議され認定基準に適合との答申がされました。したがって、本年4月1日より公益社団法人名古屋北法人会と名称が変わることになりますが、従来にまして社会貢献活動を推進して行きたいと考えております。

さて、昨年を振り返ってみますと「東日本大震災」による被害、円高、日中関係の悪化等により、日本経済は多大な影響を受け、我々中小企業にとっては、厳しい経営環境が続いております。

このような情勢の中で、法人会を取り巻く環境も、大変厳しい状況にありますが、常に創意工夫を図りながら、会員の皆様方のニーズを的確に捉え、事業活動を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、この新しい年が明るく輝かしい年となることを切望しつつ、税務ご当局を始め関係各位の相変わりませぬご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、会員企業の益々のご繁栄と皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

年頭のごあいさつ

名古屋北税務署長 木下博資



新年明けましておめでとうございます。

平成25年の新たな年を迎え、社団法人名古屋北法人会会員の皆様方に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。会員の皆様には、日ごろから税務行政につきまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新しい年を迎えられ、貴法人会におかれましては、引き続き会員の輪を広げられるとともに、今までにも増して魅力的な事業展開と、会員企業並びに地域社会発展に更なる貢献をされますことを期待しております。

昨年7月に名古屋北税務署に着任して以来、法人会の様々な行事に参加させていただき、野田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の活発な活動とその充実した内容に接し、大変心強く感じております。

貴法人会は、常により経営者を目指すものの団体として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を推進するという理念の下、多岐に亘る事業活動に熱心に取り組んでいただいております。特に、税務教室や各種講演会等の開催、区民まつりへの参加など地域に根ざした社会貢献活動のほか、昨年度からは新たに絵はがきコンクールにも取組まれ、多くの子供たちに税金の意義や必要性をPRする等着実な成果を上げられ、深く敬意を表する次第であります。

また、貴法人会におかれましては、現在公益社団法人への移行に向け、着々と準備を進めておられると伺っております。新制度の下におきましても、貴法人会の活動が充実したものとなるよう、皆様との連携・協調を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

さて、最近の急速な経済構造変化に伴い、取引形態もグローバル化し、一層複雑化するなど大きく変貌しており、税務行政を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。折りしも昨年8月には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税率も段階的に引上げられることになるなど、税制を取り巻く環境も目まぐるしく変化しております。

このような状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに与えられた使命を着実に果たすため、限られた予算、定員の下で組織力を最大限に発揮し、メリハリのある施策を実施していくとともに、納税者の方々の多様なニーズに応え、更なるサービスの向上を求められております。また、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者に厳正な態度で臨むことで、税務行政への理解と信頼を得ていくことも必要であると考えております。

多くの会員の皆様にご利用いただいておりますe-Taxにつきましては、新たな「業務プロセス改革計画」に基づき、納税者の利便性の向上や行政運営の効率化といった視点を取り入れ、更なる普及・定着に向けた取組を行ってまいります。

具体的には、法人税・消費税等の申告だけでなく、まもなく提出期限を迎えます「法定調書合計表」の提出、電子証明書の不要な「所得税徴収高計算書」の送信など、様々な手続でのご利用をお願いいたします。

また、所得税等の確定申告時期をまもなく迎え、本年も会場となる「中産連ビル」において、パソコンを利用した申告手続きを予定しておりますが、ご自宅や事務所のパソコンから簡単に申告書の作成ができます国税庁のホームページ等も是非ご利用ください。

会員の皆様には、改革計画の趣旨をよくご理解いただき、e-Taxの積極的な利用とその拡大に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、本年1月から改正通則法に基づく税務調査手続きが本格的に始まりました。調査における全ての不利益処分等について理由附記が必要になるなど、法改正の趣旨や内容を踏まえた、適正な執行と円滑な処理を行い、皆様方の信頼に応えてまいりたいと思っておりますので、これまで同様ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、社団法人名古屋北法人会の更なるご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

謹賀新年

平成二十五年



名古屋北部県税事務所長
太田淑孝



名古屋市栄市税事務所長
鈴木 裕

納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます



平成24年11月8日

名古屋北税務署長表彰



児玉 昭子 本部理事（有限会社佐久間土地）

熊田 達也 本部理事（株式会社久満田商会）



平成24年11月8日

名古屋北部税務推進協議会長表彰



長谷川正男 本部理事（株式会社エイチエムテクノス）

高野あつ子 本部理事（株式会社中日スタジオ）

松尾正信 本部理事（松尾紙器株式会社）

渡辺佳彦 本部理事（株式会社材菊商店）

税制改正要望全国大会

第29回法人会全国大会北海道大会は、さる10月11日（木）全国から1900名が出席し釧路市の釧路市民会館で開催され、別項の大会スローガンのもと大会宣言につづき「平成25年度税制改正に関する提言（税制改正要望）」が満場一致で採択されました。

平成25年度税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

- わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められているが、今回の消費税率引き上げにより「負担」面で一定の改善がなされる。
- しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれており、その抑制が重要になってくる。そのためには過剰なばらまきの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底するしかない。
- 積み残された社会保障分野の諸課題については、社会保障制度改革国民会議で議論することとなっている。同会議においては透明性の確保と国民にわかりやすい議論が求められる。
 - (1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。
 - (2) 年金については抜本的な施策の検討が必要である。
 - (3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進をはかるべき。
 - (4) 医療は成長分野としても位置付けられており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある。
 - (5) 介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す給付のあり方に見直すべき。
 - (6) 生活保護給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不

可欠である。

- (7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税の税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施に伴う円滑化対策やいわゆる逆進性対策については、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。
 - (1) 税率を引き上げる際には景気への配慮が必要である。
 - (2) 価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める。
 - (3) 当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましく、インボイスの導入も不要である。
 - (4) 政府は低所得者対策として「複数税率」「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、給付の対象や方法を十分に考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- 消費税の引き上げが決まったことで、わが国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は消費税を10%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。
- それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮される。改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めるとともに、各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

5. 今後の税制改革のあり方

- わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過したが、その間に少子高齢化や人口減少社会、グ

ローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進展した。

- 社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。
- その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中、法人税率のさらなる引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

- 今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。
 - (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
 - (2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備
 - (3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正につなげる

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、アジア・欧州各国との税率格差は依然として大きい。
- こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
 - (1) 法人実効税率30%以下の早期実現
 - (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 事業承継税制の拡充

- わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
- 社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。
 - (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - (2) 親族外承継に対する措置の創設
 - (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な

事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める
- (2) 交際費課税の見直し
 - ① 損金不算入割合10%の撤廃
 - ② 資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
 - ③ 社会通念上、相当な慶弔費（1件当たり1万円程度）については、交際費の対象から除外する。
- (3) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は原則損金算入
 - ② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

III. 国と地方のあり方

- 国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。
 - (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき
 - (2) 事業仕分けの手法を地方においても広く導入すべき
 - (3) 手当てなどを含めた地方公務員の人件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である
 - (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき
 - (5) 行政委員会の委員は月1～3回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう。
 - (6) 地方の自立・自助を推進する観点から、地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV. 震災復興

- 被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
 - (2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべき
 - (3) 各種控除制度の見直し
 - (4) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策
3. 金融所得一体課税

法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

消費税関係

1. 消費税の滞納防止

地方税関係

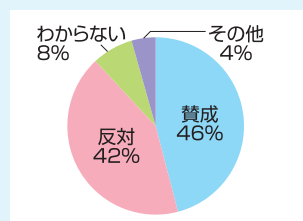
1. 固定資産税の抜本的見直し
 - ① 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
 - ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
 - ③ 償却資産の評価方法は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき
また、将来的には償却資産に対する課税は廃止も検討すべき
 - ④ 土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき
4. 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

その他

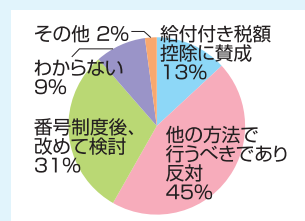
1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告について

税制に関するアンケート調査結果 (有効回答総数 9,816名)

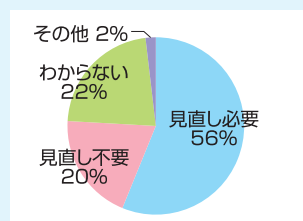
Q1. 一体改革大綱では、消費税収(国分)は全額を年金・医療・介護・少子化対策の社会保障4経費に充てることを明確化(社会保障目的税化)していますが、どのように考えますか。



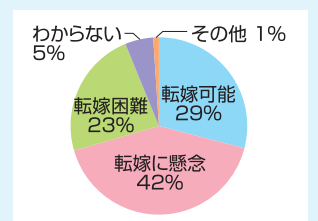
Q2. 消費税10%に改定後、番号制度定着を念頭にその低所得者対策として税金還付と現金給付を合わせた給付付き税額控除を導入すると思いますが、どのように考えますか。



Q3. 免税点制度や簡易課税制度の特例は、「一部新設法人の免税点」や「みなし仕入れ税率の水準」などを見直すとしていますがどのように考えますか。



Q4. 消費税率が10%に引き上げられた場合、貴社では適正な転嫁が可能ですか。



平成25年度税制改正に関するスローガン

【総論】
待たなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！
【震災復興】
予算の迅速な執行など、
万全な体制により被災地の早期復興を！
【所得税】
所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を！
【法人税】
わが国企業の国際競争力確保のためにも、
さらなる法人税率の引き下げを！
【事業承継税制】
地域の活性化・雇用確保に資するためにも、
欧米並みの本格的な事業承継税制を！
【消費税】
増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！
【地方税関係】
地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！
【その他】
年金・医療・介護制度について改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。
その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、公益性と透明性を高め、広く国民から受け入れられる法人会を目指すことをここに誓うものである。
昨年発生した東日本大震災から1年半あまりの月日が経った。被災地の復旧・復興は進んでいるが、一部では未だに困難な状況が続いている。
法人会では、被災地に対する支援を積極的に行ってきたところであり、政府においても被災地・被災者に対する迅速な予算執行と適切な支援の継続を要望するものである。
今、日本経済は、原発事故による電力安定供給への不安や長引くデフレなどにより、依然として厳しい局面にある。その再生に向けては、企業が将来に渡って活力を維持するための税制措置が必要である。特に地域経済を担う中小企業の活性化に資するため、法人税率の軽減、事業承継税制の拡充を強く求める。
また、消費税の税率引き上げに当たっては、歳出の見直しとともに、景気に十分配慮するほか、中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置を求めるものである。
創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成24年10月11日
全国法人会総連合全国大会

名古屋北税務署からのお知らせ

確定申告のお知らせ

◎確定申告会場のご案内

【会場】 中産連ビル 2階集会室

【所在地】 名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【開設期間】 平成25年2月13日（水）～3月15日（金）

（注）土曜日と日曜日は除きます。ただし、2月24日（日）と3月3日（日）は開設しております。

【開設時間】 午前9時15分～午後5時

（会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、できるだけ午後4時までにお越しください。）

【交通機関等】

基幹バス又は路線バス／清水口バス停徒歩3分

名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅徒歩5分

*当会場には、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【税務署からのお知らせ】

上記の期間中、名古屋北税務署内には申告会場を設けておりません。申告書等の提出はできますが、申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。

名古屋北税務署 052-911-2471

電話は自動音声により案内しています。
案内に従って、番号を選択してください。



記帳義務の拡大について

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

これまで個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方だけに、記帳と帳簿書類の保存が義務づけられていましたが、平成26年1月からは、これらの所得金額の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方に記帳と帳簿書類の保存が義務づけられることとなりました。

なお、この記帳義務と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要のない方も対象となります。

詳細につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。税務署までお問い合わせください。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10%の場合）

$$888,888 \text{円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)} \Rightarrow 90,755 \text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 平成25年分の源泉徴収税額表は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されていますので、平成24年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意ください。

なお、平成25年分の源泉徴収税額表は、税務署から配布するほか国税庁ホームページにも掲載しています。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

贈与税の申告 e-Taxで!!



まずは…

パソコンで作成

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)
の「確定申告書等作成コーナー」で
贈与税の申告書を作成!!

さらに…

ネットで申告・納税

贈与税の申告書の作成が終わったら
「確定申告書等作成コーナー」から
e-Taxへ送信ができます!!

作成した申告書等は、印刷して
郵送等で提出することもできます。

平成24年分の申告から利用できます。

イータックス

e-Tax を利用するには・・・

1 STEP 電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。

詳しくは、住民票のある市役所等へお問い合わせください。

- ※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
- ※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

2 STEP ICカードリーダーライタの購入

利用する電子証明書が IC カードに格納されている場合は、IC カードリーダーライタが必要です。

- ※ 利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電販売店などで買い求めください。



3 STEP 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

「確定申告書等作成コーナー」は画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、贈与税の申告書が作成できます。

- ※ e-Taxへ送信するには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には贈与税で改めて取得していただく必要はありません。(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」で電子証明書等の初期登録を行い、そのまま作成した申告等データをe-Taxへ送信することができます。
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」では、税理士等が納税者に代わって申告等データを作成し、e-Taxへ送信することができます。
- ※ 平成24年分の「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページに平成25年1月上旬に公開予定です。
- ※ 贈与税の申告書の作成については、e-Taxソフトをダウンロードして作成することはできませんので、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
なお、確定申告期に設置される相談・受付会場で申告書を作成される場合は、事前予約は承っておりません。

☎ コクセイ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901) ※お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかけください。

▶月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関する問い合わせに、電話で対応する専用窓口です。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

click!

愛知県税だより

法人事業税の税率について

愛知県では、県内各法人のご理解とご協力のもとに昭和52年から法人事業税について超過課税を実施し、その増収額により防災事業を進め、大きな成果をあげてまいりました。

しかし、いまだ緊急度の高い事業が依然として多く残っていること、東日本大震災の発生や、近年の台風、集中豪雨等による被害を踏まえ、一層の防災対策の充実が求められていることから、愛知県県税条例の一部改正を行い、法人事業税の超過課税の適用期間を3年間（平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分まで）延長しました。

この改正の趣旨をご理解いただき、今後とも法人事業税の申告納付になお一層ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、一定の要件に該当する中小法人などにつきましては、従来どおり、超過課税の対象から除外する負担軽減措置が設けられております。

<超過課税の増収額により行う防災事業>

- ・ 災害に備えて緊急に実施を必要とする河川、治山、ため池、砂防施設などの整備維持
- ・ 地盤沈下地域において、緊急に実施を必要とする河川、排水施設などの整備維持
- ・ 災害を未然に防止するために緊急を要する海岸の整備維持

愛知県における法人事業税の税率

1 外形標準課税対象法人以外の所得を課税標準とする法人の税率

区分	税率			
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人(*1)	(参考)地方人特別税の計算に用いる標準税率	
普通法人	所得のうち、年400万円以下の金額	2.85%	2.7%	2.7%
	所得のうち、年400万円を超え、年800万円以下の金額	4.219%	4%	4%
	所得のうち、年800万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(*2)	5.588%	5.3%	5.3%
	清算所得(*3)	5.588%		5.3%
特別法人	所得のうち、年400万円以下の金額	2.85%	2.7%	2.7%
	所得のうち、年400万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(*2)	3.798%	3.6%	3.6%
	清算所得(*3)	3.798%		3.6%

*1 超過課税の対象とならない法人とは、普通法人の場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年5,000万円以下の法人をいい、特別法人の場合、所得が年5,000万円以下の法人をいいます。

*2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。(以下同じです。)

*3 愛知県では清算所得の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。

2 外形標準課税対象法人の税率

区 分		税 率	
		法人事業税の 税率(*4)	(参考)地方法人特別税の 計算に用いる標準税率
所得割	所得のうち、年400万円以下の金額	1.614%	1.5%
	所得のうち、年400万円を超え、年800万円以下の金額	2.365%	2.2%
	所得のうち、年800万円を超える金額及び軽減税率不適用法人	3.116%	2.9%
	清算所得	3.116%	2.9%
付加価値割		0.4944%	
資本割		0.206%	

*4 愛知県では外形標準課税対象法人の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。

3 収入金額を課税標準とする法人（電気・ガス供給業又は保険業を行う法人）の税率

区 分	税 率		
	超過課税の対象 となる法人	超過課税の対象と ならない法人(*5)	(参考)地方法人特別税の 計算に用いる標準税率
収入割	0.739%	0.7%	0.7%

*5 超過課税の対象とならない法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人をいいます。

<参考>

◎地方法人特別税の税率

区 分	税 率
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
基準法人収入割額	81%

* 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率（1～3の各表の「(参考)地方法人特別税の計算に用いる標準税率」）で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。

◎法人県民税の税率

愛知県では、法人県民税（均等割及び法人税割）につきましても、超過課税を実施しております。適用期間、税率等の詳細につきましては、各種申告書の記載の手引をご覧ください。

eLTAXの電子申請・届出が可能になりました！

電子申告、電子納税とあわせて、是非ご利用ください。

◆愛知県でご利用いただける手続き

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の

○法人 設立/設置 届出書

○異動届

○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書

○申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）



詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。

エルタックス で 検索 できます。 <http://www.eltax.jp/>

お問合せは、eLTAXヘルプデスクまでお願いします。

電 話 0570-081459 (IP電話等をご利用の場合 045-759-3931 通常通話料金)

受付時間 月～金 8:30～21:00 (土、日、祝日、年末・年始除く)

不動産取得税の申告をお忘れなく

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる県の税金です。

《不動産の取得とは》

家屋の新（増・改）築、土地や家屋の売買、贈与、交換などにより現実に不動産の所有権を取得することをいいます。したがって、等価交換のように経済的利益が発生しない場合や未登記の場合にも課税されます。

不動産を取得した方は、不動産を取得した日から60日以内に「不動産取得税申告書」を、不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください。また、郵送による申告も受け付けています。

「不動産取得税申告書」の用紙は、ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>）からダウンロードできます。

なお、一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合には不動産取得税が軽減されます。

どのような軽減措置があるのか、また、その必要書類等については、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 不動産取得税グループ
電話 052-531-6306（ダイヤルイン）

電子申請で「自動車税住所変更届」が提出できます。

☆「自動車税住所変更届」を、あいち電子申請システムを利用しインターネット上で届出（電子申請）を行うことができます。

電子申請の手順

- (1) 愛知県のホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/>）を開く。
（検索メニューから「愛知県」を入力し、ホームページを開く。）
- (2) 画面左側にあるオンラインシステムの「電子申請・届出」メニューをクリックする。
- (3) 「あいち電子申請・届出システム」を開く。
- (4) 初めての方は利用者登録（ログインIDの取得が必要）をする。
- (5) 「自動車税住所変更の届出」から電子申請を行う。

☆インターネット上で、県税に関する申請書類を提供しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
また、愛知県税務課ホームページでは、県税に関する情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

ダウンロードの手順

- (1) 愛知県税務課のホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>）を開く。
（検索メニューから「愛知県税務課」を入力し、ホームページを開く。）
- (2) 画面下方にある「申請書様式」メニューをクリックする。
- (3) 「申請書様式一覧」から必要な様式を選んでクリックする。
- (4) 画面内にダウンロードのためのPDFファイルが添付されているので、開いて印刷する。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ
電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

名古屋市税だより

給与支払報告書・償却資産申告書の提出はお早めに!

今年も給与支払報告書及び償却資産申告書を提出していただく時期が近づいてまいりました。次の点にご留意のうえご提出ください。

なお、給与支払報告書等は、地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して電子申告ができます。また、個人住民税（特別徴収）については、電子納税もできますので、ご利用ください。

〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成24年中に給与等を支払ったかたは「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」のご提出をお願いします。介護医療保険料控除が創設されたことによる生命保険料控除の見直しに伴い、平成25年度の個人別明細書は様式・書きかたが変更となっておりますのでご注意ください。

詳しくは、名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）をご覧ください。

1 提出範囲

- (1) 平成25年1月1日に給与等の支払いを受けているかた
- (2) 平成24年中に退職されたかたで支払金額が30万円を超えるかた
(退職されたかたで支払金額が30万円以下のかたについても提出のご協力をお願いします。)

2 提出先

- (1) 平成25年1月1日（退職されたかたは退職時）に名古屋市内に住所のあるかた
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）
TEL 957-6930 FAX 957-6934
- (2) 平成25年1月1日（退職されたかたは退職時）に名古屋市外に住所のあるかた
各市（区）町村の市民税担当課（係）

3 提出期限

平成25年1月31日（木）（なるべく1月21日（月）までにご提出をお願いします。)

〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成25年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、市税事務所へ申告してください。

1 提出期限

平成25年1月31日（木）

2 提出先

栄市税事務所固定資産税課償却資産係
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
TEL 959-3309 FAX 959-3319

〔退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法の変更について～〕

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等について、市民税・県民税の額から、税額の10%を控除する措置が廃止されました。

また、勤続年数5年以下の役員等（※）に支払われる退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする措置が廃止されました。

（※）勤続年数5年以下の役員等とは、法人税法上の法人役員、国家・地方議員及び国家・地方公務員のかたをいいます。

【支払を受けるべき日が平成24年12月31日まで】

$$\begin{array}{l} \text{市民税額} \\ \text{県民税額} \end{array} = [(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2] \times \begin{array}{l} (\text{市民税}) 6\% \\ (\text{県民税}) 4\% \end{array}$$

×90%

10%税額控除の廃止

【支払を受けるべき日が平成25年1月1日から】

$$\begin{array}{l} \text{市民税額} \\ \text{県民税額} \end{array} = [(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2] \times \begin{array}{l} (\text{市民税}) 6\% \\ (\text{県民税}) 4\% \end{array}$$

控除なし

勤続年数5年以下の役員等については廃止

【納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください】

- 1 ご利用いただける市税
市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）
- 2 お申込み手続き
「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。
- 3 取扱金融機関
市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
- 4 口座振替・自動払込みできる預貯金
普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金
- 5 振替の開始
おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。
※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。
- 6 振替日
各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。
- 7 問い合わせ先
○名古屋市市税収納事務センター
〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号
TEL 957-6931 FAX 957-6934

年齢計算ニ関スル法律

名古屋税理士会名古屋北支部 竹内和美

1. 誕生日の前日に歳をとる!!

年齢計算ニ関スル法律をご存じですか。私がこの法律を知ったのは税理士登録した後です。この法律には『年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス』とあります。出生日の応答日の前日の満了をもって年齢が加算されます。例えば、平成25年1月1日に生まれた人は、生まれた1月1日が1日目となりその年の12月31日が365日目となり、1歳になります。

つまりこの法律によれば誕生日の前日に年齢が1つ上がるわけです。学校の入学案内などに『本年度の入学対象者は〇〇年4月2日から〇〇年4月1日までの間に生まれた方』と記載されており、なぜ4月1日ではなく4月2日なのか疑問が解けました。

2. 税務上の年齢も

この法律は知人の税理士に教えてもらいました。きっかけは、所得税の老人扶養親族となるのは、その年分12月31日現在で70歳以上の者となっているのに所得税確定申告の手引きには『扶養親族のうち、〇〇年1月1以前に生まれた方』となっているため、どうして1日前の12月31日以前とならないのかと知人の税理士に聞いたところ、知人に『それは年齢計算ニ関スル法律に定められているからです。後でFAXしときます』と教えられ、送られたFAXを見てこんな法律があるんだと感心しました。このときに税法以外の法律の知識も必要なんだと痛感しました。

3. 正しい所得控除

現在は、パソコンの税務システムを利用して申告書等を作成しているため、入力された生年月日により正しく所得控除額が計算されます。しかし、パソコンを利用していない頃は1月1日生まれの方の所得控除は正しく計算されていたのでしょうか。日本に70歳の方が100万人いるとして、1月1日生まれの方は365分の1とすると約2,700人となります。この人たちのうち扶養親族となる方の、最初に老人扶養親族となる時期に間違いはなかったのでしょうか。

こんなことを考えるのは、私だけと思います。

4. 申告納税方式

個人住民税は賦課課税方式、所得税は申告納税方式に該当します。賦課課税方式による個人住民税の場合は心配はいりませんが、申告納税方式による所得税の場合は納税者が申告書に正しい所得控除額を記載して申告書を作成して提出しなければなりません。このため所得税確定申告書に記載された所得控除額が間違っていた場合には、所得税確定申告書の提出期限内の場合には、所得税確定申告書の再提出、提出期限後の場合には、更正の請求手続又は更正の申出手続を行うことができます。

【平成23年度更正の請求の改正のあらまし】をお知らせします。

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります（申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません）。

詳しくは最寄りの税務署におたずねください。



公益法人って何？

社団法人
名古屋北法人会

我らは
公益法人！

①

もしもし
ちょっと待って！

それは違うよ たっくん。
今のままでは「我らは公益法人」
ではなくなるんだよ。

法人会キャラクター
けんたくん



あのね たっくん、民法の「公益法人」制
度がなくなり、新しい公益法人に関する法
律が来年12月に施行されるの。

ちょっとやさっと「公益活動」をしているから
って「公益法人」って呼んではいけないんだっ
て。要するにほんとの公益活動をやっている
団体だけを「公益法人」って認める厳しい法律
なんだよ。

会員みんなが、税に関する啓発活動、税知
識の普及活動をやってるのに「公益団体」で
ないなんて辛いよね。

エーッ！
聞いてないよ

②

じゃー
どうすればいいの？

うん、法律では「公益法人」と呼ばれ
るには、色々な基準をクリアーできる団
体としての「認定」を受けるようになって
いるんだよ。

特に大事なのが、「公益事業比率」が
50%以上でないといけないということ。
そこで「公益事業」なんだけどね法人会
には定款に活動目的があるよね。

その目的には、世の中の役に立つ事
業、いわゆる「社会貢献活動」、主なもの
として、「税知識の普及」「税に関する啓
発活動」最近は「租税教室」とかねっ！

それに、地域のためになる「社会貢献
活動」など、そういった「公益事業」にお
おむね予算の50%以上使われないと
いけないんだ！！

③

④

税の啓発活動

税知識の普及

基本だね!



⑤

社会貢献



⑥

租税教室



寝てるだけじゃん!!



⑦

でも何のメリットがあるの?



⑧

さっき言ったワン!! メリットどころではないの! 中小企業家が法人会の輪で地域のために社会貢献活動をやっているのに「公益活動団体」と呼ばれないのがとってもきついの。

社会からりっぱな公益団体と言われたいよねっ。今の世、社会貢献は企業ステイタスだもん! それと、認定を受けるのと受けないのでは、税金がまったく違うそうだよ。認定を受けると大きな特典があり、認定を受けないのでは大変な差があるんだって!



全国の法人会が「認定」に向けてまっしぐらなんだよ!!

⑨



よーし!!
公益法人目指して
ガンバルゾー!!

あら
はりきりすぎ



⑩

活動レポート

見学研修会

若葉 北陵



10. 13 広重美術館・上諏訪方面

杉村 大杉 清水



10. 24 郡上八幡・五箇山方面

金城 西



11. 6 リンナイ工場見学・犬山方面

楠東 楠西



11. 8 日間賀島方面

守山 小幡 大森 森向



11. 9 うなぎパイ工場見学・焼津方面

上飯田 山田 大曽根



11. 20 上諏訪方面



研修会

- 9. 18 杉村・大杉・清水支部合同税務研修会
- 10. 17 楠東・楠西支部合同税務研修会
- 11. 1 金城・西・若葉・北陵支部合同税務研修会

主な研修項目

テーマ 「税制改正のポイント」

～課税強化時代を迎えての傾向と対策～

講師 名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



講演会

- 11. 16 守山7支部合同教養講演会 サイエンス交流プラザ
演題 「陰陽を知って 健康で美しく生きる」
講師 宮崎康太郎 氏

◇ 食物の陰陽表を見ながら体を冷やす・温める・骨の成形・病を癒す・・・食べ物、睡眠、調理法など日々の生活で健康になれて、活力が湧く漢方にも沿った講演でした。



役員会

8. 9 金城支部	9. 14 北陵支部	9. 27 小幡支部	10. 17 楠西支部
8. 22 楠東支部	9. 18 杉村支部	10. 3 瀬古支部	11. 1 西支部
8. 22 楠西支部	9. 18 大杉支部	10. 5 守山支部	
8. 28 若葉支部	9. 18 清水支部	10. 12 大森支部	
9. 10 守山7支部長	9. 26 守山北支部	10. 17 楠東支部	

法人会だよりに掲載されている支部見学研修会／女性部会見学研修会集合写真がホームページよりダウンロードできます。

名古屋北法人会ホームページ <http://www.kitahou.or.jp/>

お知らせの下部のダウンロードサービス(会員限定)をクリック

会員の皆さまへ

各部会の活動記録の写真のダウンロードサービスを開始いたします。ご希望の方は下記の事務局までご連絡ください。

[>ダウンロードサービス\(会員限定\)](#)

(ID/パスワード ユーザー名 (U) : kitahou パスワード (P) : 9153886)

ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせ下さい。



お客様へ感動をお届けできる企業をめざして!

楠東支部／松栄興業(株) 加藤幹雄



新年あけましておめでとうございます。

楠東支部でお世話になっております、松栄興業株式会社の加藤です。

はじめに当社の事業内容を紹介させていただきます。当社は昭和46年に創業以来、通信販売、生活協同組合及びインターネット販売等を通じて暮らしに役立つ商品を提供させていただいております。商品は帽子・バッグ・肌着などの服飾雑貨から洗剤・忌避剤・消火器具などのケミカル用品や寝具・傘などの日用雑貨用品等、さまざまな商品を取り扱っております。特に団塊世代の幅広い女性をターゲットに商品企画をしております。商品を企画するに当たりお客様のニーズにあわせた商品を考え、社内・委託工場・取引先等とすり合わせをしながら商品を企画します。製作する商品によって、国内及び海外の委託工場にてサンプルを製作します。出来上がったサンプルをスタジオでモデルや小道具などを使い商品を引き立てるように撮影します。商品の良さをメディアで伝えなければならないので、サンプル撮影が重要なポイントになります。現在は、カタログ媒体がメインとなり新聞・テレビ・インターネットなどのメディア媒体で掲載しています。タイトル・キャッチコピーなどを考え、撮影した画像を入れ込み商品企画書を完成させます。各営業担当が得意先に商品の売り込みを行い、各メディア媒体へ商品を掲載していただきます。各メディア媒体でお客様がアクセスし、商品を購入されると当社に発注されます。商品が得意先に納品し注文したお客様へ商品が届けられます。このような流れで当社にて企画開発した商品がお客様へ届けられます。

当社では常に商品を購入されたお客様が「感動」する商品を提供できるように商品開発に取り組んでいます。従業員10人の小さな会社ですが、私たち社員一人ひとりが知恵と努力で、お客様に喜ばれる魅力あふれるモノづくりを追求し社会に貢献できる企業でありたいと思っています。今までにいくつもの商品を企画してきましたが、総販売数30万枚を超えるヒット商品もありますが失敗する商品も多数でてきます。しかし、失敗を恐れずに挑戦し、自らが「感動」する人間を目指しています。そうすれば必ず第二・第三の大ヒット商品が生まれることを信じています。現在は国内販売のみですが、今後は海外も視野に入れて世界に「感動」を発信できる企業を目指して事業展開していきたいと思っています。これからも、お客様の期待を超えて「感動」していただける商品を開発し製造・販売し続けます。

最後に新しい年が皆様にとって素晴らしい年でありますようにご祈念申し上げます。



新会員紹介

平成24年8月1日～11月30日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨者
山 田	(株)ワイエム 北区御成通1丁目7番地3 ビュールビル401号	山口 剛 志 982-6571	給料計算・財産管理・各種保険手続等の代行業 業務及びコンサルティング業務他	(株)草川工業(金城)
大曾根	イデア都市設計(株) 北区彩紅橋通1丁目1-5	吉田 明 和 938-3305	宅地造成設計他	
清 水	(株)イーブ 北区清水1丁目7-9	大田 三 和 955-0552	物流加工	ヒラテ産業(株)
//	特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構 北区柳原1丁目14-22 チケンビル301号	切中 厚 美 938-3910	刑務所出所者等の就労支援	三ッ知(大森)
//	(有)ムツダ商会 北区柳原4丁目5-16	陸田 俊 邦 913-0591	医療関連機器等販売	川辺建設(株)
金 城	(株)愛華社 北区西志賀町1丁目26-4 第三伊藤ビル1F	阿 爾 泰 938-4488	内装、エアコン、中古品取扱	
//	(同)gene 北区駒止町2丁目52 リベルテ黒川1階A階	張 本 浩 平 911-2800	セミナー企画・運営、出版、介護保険事業	
西	(株)葵ファイナンシャルプランナーズ 北区金城町3丁目3-5	野田 政 明 090-7312-7237	保険代理業	(株)川辺組(瀬古)
//	(株)美創 北区中切町3丁目64-8	越 川 泉 915-6607	ビルメンテナンス(清掃)	
//	(有)嶋咲屋 北区中丸町1丁目16 中丸ハイツ1-E	島 崎 啓 一 917-8505	和菓子小売	
若 葉	(有)プラグイン 北区辻町1丁目32-1	河 野 一 貴 918-6078	パソコン教室運営、ITサポート業務	
北 陵	金洋国際サポート(株) 北区志賀町4丁目60-9 23-101金洋やさしい中国語教室内	馬 照 哲 982-6003	語学教育(翻訳、通訳他)	
楠 東	(株)大日工務店 北区三軒町384	新田 邦 貞 902-8708	建築工事業	(有)ハートエージェンシー(北陵)
楠 西	(株)錦人形店 北区西味鏡2丁目711-1	栗 木 玲 好 902-4823	不動産賃貸業	
瀬 古	(有)生新ゴム商会 守山区守牧町33	仲 野 政 雄 793-7211	工業用ゴム製品、機械工具販売	
守 山	(株)オフィスシオン名古屋 守山区城南町2-32	田 中 友 次 737-8305	葬儀業	(株)シバタ紙器製作所 (有)ヘアスタジオ マリモ
//	(株)水勘物流 守山区小幡太田13-8	水 野 和 彦 791-7156	物流管理	(株)シバタ紙器製作所
//	(有)アオイ食品 守山区東山町10-10	鎌 滝 充 弘 768-5012	健康食品の卸	(株)シバタ紙器製作所
小 幡	モリオカホームインテリア(有) 守山区小幡中3丁目28-18	盛 岡 雅 巳 794-8606	内装工事業	弥生投資顧問(株)
//	(株)LEAP 守山区太田井5-50	後 藤 蔵 758-6033	建設業	(株)武市ウインド名古屋
//	岩本防災システム(株) 守山区野萩町9-26	岩 本 博 768-6636	消防設備業(保守・工事)	(株)武市ウインド名古屋
//	(有)サンオ工業 守山区小幡5丁目14-15	太 田 雄 次 791-7456	建設業	
守山北	(株)インターライズ 守山区川村町280 ドルトワール302号	木 全 孝 友 794-5771	建築リフォーム	瀬戸信用金庫川村支店 (株)ナカシロ
//	(株)たくみ測量設計 守山区大永寺町225	井 上 卓 巳 768-6112	測量業	
//	(株)ストーン 守山区川村町200	加 藤 誠 志 794-8001	訪問介護事業	瀬戸信用金庫川村支店 (株)ナカシロ

活動レポート

研修会

- 11.14 **税務研修会** 法人会研修室
テーマ 「改正税法のポイント」
講師 名古屋北税務署
法人課税第一部門近藤統括官 殿



その他

- 9.19 **第1回青年部会情報交換会** 木曽路黒川店
- 10.19 **第2回青年部会情報交換会** 黒牙
- 11.13 **第3回青年部会情報交換会** 一里
- 10.19 **親睦ボウリング大会** キャッスルボウル
終了後、懇親会「赤から」
- 10.21 **北区区民まつり協賛** 北区八王子中学校グランド
11. 1 **第26回法人会全国青年の集い（宮崎大会）**
～2



役員会

8. 1

8.22

9.27

新しい試み 名古屋北法人会 青年部会情報交換会

第1回 2012年 9月19日 12:00～13:30
場 所／木曾路黒川店
参加者／16名

第2回 2012年10月17日 12:00～13:30
場 所／フランス会席料理 黒牙
参加者／14名

第3回 2012年11月17日 12:00～13:30
場 所／一里
参加者／14名



皆様、日頃は名古屋北法人会青年部会の活動にご協力頂き誠にありがとうございます。

今回は名古屋北法人会青年部会の広報委員会より、2012年9月より始めました「名古屋北法人会青年部会情報交換会」の活動についてお知らせいたします。

「名古屋北法人会青年部会情報交換会」は税務への知識を深めること、会員の増強、会員同士のさらなる交流を目的とした会です。

一番の特徴として、今までの青年部会活動は会の始まりが19時の夜間から始まるものばかりでしたがこの会はお昼12時の開始になります。ランチを兼ねて集合していただくというのが一番の特徴です。さらに新会員を広く集めるという趣旨もございますので、この会では青年部会員のご紹介であればだれでも参加OKです。

もちろん他部会の方でも参加は大丈夫です。とにかく開かれた青年部会の活動として行っております。

開始前はお昼の会ということで、参加人数が減る事を危惧する声もございました。しかし、実際はいつもの会でなかなか出席ができなかった会員の方たちの参加もあり、好評な滑り出しです。

幹事は役員が交代性で受け持ちます。ランチの開催場所やその日の「税の勉強会」に使う資料作成等もすべて幹事一人が責任を持って行います。幹事の方々は、今時点で3名が役を担われましたが3名とも各々個性が出ており、その会を盛り上げるべく試行錯誤されておりますので出席者の方々は大変楽しまれておりました。今年もこの会は続けてゆきます、より多くの会員の方々に出席して頂きたいと思っております。税金の問題を一つの話の種として、参加者全員が楽しめるような会にしていこうと考えております。

皆様のご参加をお待ちしております！

活動レポート

研修会

10. 26 見学研修会 京都嵯峨野トロッコ列車・酒蔵見学方面



事業

9. 11 税に関する作文の審査 北税務署会議室

10. 21 北区区民まつり協賛 北区八王子中学校グラウンド

◇ 税金クイズを通じ、税の必要性、使われ方を広く市民に伝えました。また小学生を対象に海外のちょっと変わった税金などを紹介するクイズを行い、プチ租税教室も行いました。子供たちばかりでなく大人にも大盛況でした。



11. 6 「税を考える週間」街頭宣伝
黒川バスターミナル・アピタ北店・ピアゴ守山店・
ジャスコ守山店



役員会

8. 9 事業委員会

9. 11 役員会

10. 10 役員会

魅力ある女性部会を目指して 県法連女連協情報交換会を開催

日時／平成24年11月26日（月） 会場／キャッスルプラザ

県法連女性部会情報交換会で討論会が開催されました。

「魅力ある法人会女性部会とは～これからの活動のありかた」という議題で、会員増強や社会貢献活動の展開について、会員の皆様から大変有意義なご意見を頂戴しました。会員勧奨については、よく「入会のメリット」という言葉が聞かれます。そこで<メリット>を<魅力>と置き換えて考えていただくと、

- ・楽しく、有意義な活動ができる
- ・異業種間交流、他の単位会との交流

などの意見が聞かれました。それぞれの単位会では広く法人会を知っていただくため、イベント開催など工夫をされています。その活動を通して、会員一人ひとりが生き生きと活動することが、法人会の魅力を発信する力になり、それを会員増強に繋げてゆけるのではないかと、ということで合意をすることができました。その後、来年4月11日のフォーラムについての報告会があり、国税局法人課税課、木村課長補佐からご講評を頂きました。

休憩をはさんで開かれた講演会では、医学ジャーナリストの植田美津恵先生を講師にお招きし、「女性のガン最新情報」についてご講演いただきました。今女性のガンで一番多いのは大腸がんですが、更年期を超えると乳がんの発症率が上昇するのだそうです。先生御自身2009年に乳がんを患われた経験から、その治療、闘病から完治まで、ご自身の写真をもとに解説され大変分かりやすくお話しいただきました。早期発見がかなえば、予後の生存率も他のガンと比べてぐんと高いのだそうです。また乳がんは「魅力的な女性がかかる病気」とのこと。法人会の女性は、皆さん魅力的な方なので早めのチェックや健診を怠りなく、とのことでした。著書も多数お有りなので、興味のある方はご一読されることをお勧めします。

(女性部会長 属 ゆみ子)



討論会議長の属部会長



講演する植田美津恵先生

市内9法人会合同講演会

「みんなの命輝くために」

講師／ジャーナリスト・元読売新聞社記者
大谷昭宏 氏

日時／平成24年10月4日（木）
会場／日本特殊陶業市民会館

プロフィール

1945年 東京生まれ
1968年 早稲田大学卒業
読売新聞社入社
1980年 読売新聞朝刊社会面コラム「窓」欄担当
1987年 読売新聞社退社
退社後ジャーナリズム活動を展開
テレビ朝日系列「スーパーJチャンネル」、東海
テレビ「スーパーニュース」など多数出演
時事問題に対する鋭い評論には定評があります。

著 書：「権力にダメされないための事件ニュース」「冤罪の恐怖」「法か、掟か」「監視カメラは何を見ているか」「橋下徹 革新者か壊し屋か」「こちら大阪社会部」他多数

雨降って地固まる

毎日のようにテレビでコメントしていますが、名古屋では『ドデスカ!』『スーパーニュース』『トコトン!1スタ』など3つの番組に出演しています。

日本には温泉、四季折々の花、きれいな海や川がある美しい国ですが、自然災害も多く、過去30年間の世界の災害での被害総額の16%は日本です。多くの災害と懸命に闘いながら、みんなで支え合って生きてきた日本ですが、それをきちんと引き継いでいるのかと疑問を持つことがあります。

先日、私は日進市の花火大会を見に行きましたが、「雨降って地固まる」のは、このことだと感じたことからお話しします。

昨年、日進市が毎年開催する花火大会に（被災地の）川俣町で作られた花火もあげようと企画したのですが、「日進市に放射能が撒かれたらどうするのか」と抗議の電話がかかり、川俣町の花火屋は原発から離れ、避難指定地域でもなかったけれど、市は川俣町の花火をあげることを断念しました。愛知県に在住している福島からの被災者2百数十人が招待され、故郷の



花火を見るのを楽しみにしていましたので、がっかりされました。その後、日進市の市長は川俣町にお詫びに行ったり、職員を派遣したりして川俣町とは絆を深めていきました。そして今年の花火大会では、川俣町の花“山つつじ”の色をした花火と、日進市の花“あじさい”の色の花火、その2つの花火を同時にあげて、花火大会「にっしん夢まつり」が開催されました。

イジメは大人社会の反映

全国的にイジメや児童虐待の問題が起きていますが、日進の花火大会の問題、がれきの問題と根っこで相通じるものがあるように思います。

がれきを引き受けると決まると、市役所や町役場に抗議の電話がかかってくるのですが、調べてみると地元の人には数パーセントで、他市の人からの抗議が多いようです。大阪の知事ががれきを引き受けると表明したとき、私は「よくぞ大阪は決意してくれた」とコメントしたら、奈良県の方から抗議の電話がありました。被災地の人たちは「自分たちは人の住んではいけないところに住んでいるのか」と災害の痛手をさらに深めています。

自分を守るために、気がつかないうちに人を追い詰めているのではないか。そうした大人の行動が、子どもたちの社会に反映され、それが社会を住みづらいものになっていると思うのです。

大津市の中学生がイジメで自殺して1年。周りの子どもたちはイジメがあったことに気がつき先生に申告していたにも関わらず、大人たちはイジメをないものとしてきました。

一転してイジメがあったと報道されると、ネット上で、自分の名前が明らかにならないことをいいことに、関係のない人を血祭りにあげて、脅迫状を出した人もいます。

そこで頑張っ生きていくしかない被災地の人や、逃げ場のない人を、あたかも自分が正義を振りかざすようにしてイジメて嘯し立て、逃げ場のない人の欠点をあげつらって、みんなで徹底的にやっつけ、自分はスツとする。そういうことでストレスを発散するのが大人の社会だと、子どもたちは目の当たりに見ているのです。自分は安全圏内において、「あの人たちが困っても仕方ない」という考えを社会から排除していかないと、子どもの社会からイジメはなくならないと思います。

3つも荷物を持っているなら、1つ持ってやるよ

オスプレイ12機の沖縄配備は、尖閣諸島の問題もあり緊迫した状態ですので、輸送機として軍事的には必要かも知れませんが、なぜすべてが沖縄なのでしょう。

私は普天間の基地に何度も行きました。基地の隣にある普天間第二小学校に、小学校としては素晴らしいフェンスがあると思ったら、基地のフェンスでした。そんな小学校の上をオスプレイが飛びます。50分の授業で最低15~20回耳をつんざく音で先生の声が聞こえなくなるそうです。

安全保障上仕方ないと、沖縄から出ていきようもない人たちの上に無理難題を押し付けていいのか。政府は3年前に「沖縄の負担軽減」と宣言したのに、3年経ったら増幅増大しています。

「お前、3つも荷物持っているなら、1つ俺が持ってやるよ」と言うのが人として当たり前姿勢です。子どもたちに「思いやりを持って」「他人の痛みをわかって」と言っても、「大人たちはやっているの?」と子どもに問われるのではないかと思います。

米軍基地と原発は峻別して考えなければいけません。

原発は地元議会が誘致に賛成、住民の賛同を得ています。しかし沖縄の県議会、市議会、町議会は基地があってもいいと議決したことはありません。世界最大級の嘉手納基地の真ん中にお墓があります。沖縄戦のとき本土に避難して、やっと父祖の地に戻ってお墓参りに行こうとしたら米軍のフェンスに囲まれていたのです。

弱いところにしわ寄せをしているのは、社会的なイジメです。

あちこちで起こっている児童虐待。豊橋では4歳女児の衰弱死。広島の小5の少女の事件は、ゴルフの練習用クラブで30分も殴りつけられています。児童虐待の報道ほど許し難く、やりきれない事件はありません。自分を守ってくれるはずの親からの虐待。4歳の子どもは自分で何とかすることができません。周りの大

人が守るか、社会が助けださなければいけないのです。しかし裁判所や行政は「子どもは親元にいるのが一番の幸せ」という考え方から未だに抜け出せていません。言葉で「助け合い」「優しさ」と言っても絵空事に過ぎません。

政治は誰のために、何のためにあるのか

人気タレントの母親が生活保護を受けていたことで、国会議員がそのタレントを悪し様に攻撃、メディアもつるし上げるごとき報道をしました。そのタレントは逃げ出すことも弁解することもできずにテレビカメラの前で謝るしかありませんでした。反論があることを承知で言えば、最高権力をもっている国会議員、まして財務省主計局出身の人間がやることでしょうか。確かに生活保護を不正需給している人はいますが0.3%ほどで、予算執行の中で0.3%しかロスの出していない国の施策は優等生のほうです。

今朝の毎日新聞が勇気をもって復興予算の使われ方について書いていますが、生活保護の不正需給と復興予算19兆円の使い道のインチキと、金額を比べてみてください。

今年10月から復興税として所得税が2.1%上がりました。25年間です。それに加え住民税は一律1,000円の値上げです。先日、NHKは、復興予算が5百数十項目も目茶苦茶な使われ方をされていると報道しました。国立競技場の修理費や、岐阜県のあるコンタクトレンズ会社への補助金。反捕鯨団体シーシェパードの対策費。石垣島のバスに設置された英語と中国語と韓国語の電光掲示板と音声案内のテープ。災害によって減った観光客が石垣島に行ってくれたら、どれだけ被災地の役に立つのでしょうか。

女川では保冷庫が流され、仲買人の工場も潰れました。今期のサンマが豊漁でも加工工場がないので、全部函館に行ってしまうのを、指をくわえて眺めているだけです。「保冷庫が欲しい。港が欲しい」とみんなで運動してやっと復興できました。それで港近くに観光客用の直売店を作り、新鮮な魚を売ろうと申請をしたら、「産業振興のために港を造ったのだ。観光のためでは許可できない」と言われたのです。

復興税を徴収される国民の側に立ち、間違った使われ方を正すのが国会議員の仕事です。政治は誰のために、何をするためにあるのか。どういうことに使って欲しくて税金を払っているのか。法人会の皆様も、税金の使われ方をしっかりチェックしましょう。

誰かが大きなところで得をして、日々、額に汗して懸命に働く人たちが泣きを見ています。



これから、どんな社会を子どもたちに遺してやるのか。法人会の皆様は、戦後から今日まで「この日本の豊かさを守ってくれ」という思いで汗して働いてこられました。もう一息頑張っって、「次世代にこういう社会を引き継ぐために懸命に働いてきたのだ」という社会に、いま一度戻さなければいけません。

見えない恐怖

毎週金曜日、首相官邸の前で「原発反対」のデモ行進が行われています。先日、民意を反映させるために、デモ行進の代表者と野田総理大臣が会いました。私はそのことに疑問を感じています。議会制民主主義で、私たちは託して議員を選んでいきます。首相官邸の前でギターを弾いてドラムを叩けば、その人たちに会うのか。あんな復興予算の使われ方でいいのか。TPPや消費増税など、国会に行き、「反対!」と言わないなら賛成なのか。

騒がしくしたら、その声を聞くというのであれば、直接制民主主義にすればいいのです。私たちは声が反映されると思うからこそ議会制民主主義をとり、選挙主義をとっているわけです。

川俣町山木屋地区取材しました。牧場がある豊かな農村ですが人っ子一人いません。計画的避難区域ですから放射能の線量計をもつことが義務づけられています。さすがに居住不能地域に行きますと線量計の数値がぐんぐん上がっていきますし、道路から藪のほうに行くと線量が4倍5倍になります。恐怖でした。色も匂いもなく、痛くも痒くもなく、そういう恐怖が人間を

脅かしています。溪流釣りの名所にはイワナ、ヤマメが泳いでいますが、釣りは禁止です。栗や柿も採ることはできません。

父祖から大切に受け継いだ土地を田圃にし、果樹を植え、牧場を作り、懸命に働き実りある土地にしたのに一瞬で消失してしまったのです。国土の2%、3%を失った国民は世界に類を見ません。

四日市公害訴訟から約40年、判決は「企業は採算を度外視してでも一刻も早く煙の排出は止めろ」という画期的なものでした。原告団の一人で、いまも健在のお年寄りの漁師さん取材しました。四日市では「涙がポロポロ出て、呼吸困難で酸素吸入をした」「すさまじい臭いがした」のですが、でも放射能は臭いも感覚の異常も何もしないに人の体に忍び寄り、気がついたときには被曝しているのです。

人間に痛いとか臭いとか熱いとかの五感を授けて自分の体を守りなさいと、神様は人間を作られたと思います。でも放射能の怖さは神様の想像の範囲を超えていました。だとすれば、安いエネルギーとか、地球温暖化にどうということ以前に、「人間の手に負えないものには触れてはいけない」と示唆されているのではないかと思います。それでも簡単には止められない様々な問題がありますから、どの方向に向かうのかは、国も政府も慌てず慎重に決めなくてははいけないと思います。

“お互い様”の心豊かな国にしたい

三重県松阪市の市長は、頑張れば1,000トンか2,000トンのがれきを引き受けられることができると言ったら

抗議が来ました。やはり県外の人が多かったようです。そのときに松阪市のお母さんたちが「私たちはボランティアに行けない。でもゴミの分別をしっかりとクリーン作戦して、地元のゴミを減らせば、がれきの量をもっと引き受けられる。被災地に行かなくてもボランティアできる。行って片付けると同じ助け合いができる」と言った言葉に希望を感じました。

「反原発」デモに行かなくてもできることがあります。今年夏、大飯原発を再稼働させました。しかし関西地区の電気はピークでも数パーセントの余裕がありました。結果としてみんなが頑張って節電したことで余裕ができたのです。みんなが節電したら原発を再稼働させる必要はないのです。

いっぱい災害に見舞われる国ですが、もう一度手を繋ぎあって力を合わせて、いい国にすることができると思っています。弱い人、逃げ場のない人を追い詰める社会ではなく、「お前、いくつ荷物持っているんだ、いいよ、1個よこせよ」という形の豊かさをこの国に作っていきましょう。

アメリカに次いで経済大国2位の日本でしたが、中国に追い抜かれました。中国の人口は13億人、日本は1億人です。やっと13億人が勝っただけなのです。日本が2位から3位になってもがっかりする必要はありません。

それより「本当の豊かさのある国、思いやりのある社会にするためなら税金を払おう」と法人会の多くの皆様は痛切に感じておられるのではないのでしょうか。

私の隣家、ですから大阪のおばちゃんですが、その方の言葉です。「絆」という言葉もいいけれど、昔から“お互い様”という言葉があったよ。いいからいいから、気にしないで。こちらも何時世話になるかも知れないんだから」

日進市と川俣町は互いに傷ついたけれど、これからはお互い様でやっていこうと2つの花火を並べて上げました。

名古屋市9法人会の皆様も一体となって、「お互い様」と言う心で、今後も素晴らしい発展を遂げられることを祈念して、話を終えたいと思います。

※この記事は平成24年10月4日（木）の講演を要約したものです。

文責 社名古屋北法人会



北法人会の行事メモ

平成24年8月1日～11月30日

税務教室

9. 3 税務教室（第1回）
「職員の育成と税務行政」～いかに若手職員を育てるか～
名古屋北税務筆頭副署長 鈴木公達 殿
10. 2 税務教室（第2回）
「平成24年度税制改正のあらまし」
法人税を中心に重要な改正点を解説
名古屋北税務署 法人課税担当官 殿
11. 6 税務教室（第3回）
「平成24年度税制改正のあらまし」
源泉所得税を中心に改正点を解説
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



経営教室

8. 23 経営教室（第2回）
演題 「迫り来る資源・食糧争奪戦・・・
日本経済の危機とチャンス」
講師 柴田明夫 氏



講演会

10. 4 市内合同講演会
演題 「みんなの命輝くために」
講師 大谷昭宏 氏
11. 13 「税を考える週間」記念講演会
演題 「商売繁盛・・・成功は笑顔をつやすことから！」
講師 米津さち子 氏
- ◇ 人間関係の円滑化、老化防止、脳血栓、ストレス発散、ダイエット・・・他への笑いの持つ効果をユーモアたっぷりに体験しました。



簿記会計講座

- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 8. 1 | 簿記会計講座第 5 回 | 9. 5 | 簿記会計講座第 9 回 |
| 8. 8 | 簿記会計講座第 6 回 | 9. 12 | 簿記会計講座第10回 |
| 8. 22 | 簿記会計講座第 7 回 | 9. 19 | 簿記会計講座第11回 |
| 8. 29 | 簿記会計講座第 8 回 | 9. 26 | 簿記会計講座第12回 |

◇ 7月より12回簿記3級基本講座を開催終了しました。
実務に沿った講義でした次回は是非ご参加下さい。

講師 伊藤彰宣 先生



その他

9. 14 決算期別説明会
名古屋北税務署法人課税担当官

11. 19 決算期別説明会
名古屋北税務署法人課税担当官

10. 16 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋

10. 21 北区区民まつり協賛 北区八王子中学校グラウンド

◇ 税金クイズとサイコロゲームを催しました。税金クイズを通じて広く市民の方々に税金の啓蒙を行いました。

11. 2 衆議院議員吉田統彦代議士への税制改正要望行動
吉田つねひこ議員事務所

◇ 「平成25年度税制改正に関する提言書」を持参し、
税制委員長である後藤副会長が代議士本人と面接、提
言内容の説明と意見交換を行いました。



役員会

- | | | | |
|-------|------------------|--------|-------|
| 8. 6 | 運営会議 | 9. 10 | 常任理事会 |
| 8. 6 | 本部理事会 | 10. 2 | 事業委員会 |
| 9. 6 | 組織・厚生合同委員会・推進協議会 | 10. 15 | 広報委員会 |
| 9. 10 | 運営会議 | | |

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

Jタイプは、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の**高度障害状態**または不慮の事故による**身体障害状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

110
ANNIVERSARY
お慶さまどともに

名古屋支社/名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151

F-24-1016(平成24年5月24日)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL **915-3886** FAX **915-3850**

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。



<http://www.kitahou.or.jp>

名古屋北法人会だより No.125

平成25年1月1日 発行

発行所 (社)名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀南通2-4
電話 914-1855(代)

(社)名古屋北法人会 所在地

